



2017年第2回定例会（2017年6月22日）

加藤なを子議員の一般質問と答弁

* 一問一答形式に編集

（文責：日本共産党神奈川県議団）

加藤議員：私は、日本共産党県議団の一員として通告に従い、一般質問を行います。

質問の第1は、誰もが安全・安心で快適に過ごせる海水浴場の維持とオリンピックのセーリング競技の円滑な開催についてです。

家族連れが安心して過ごせる海水浴場にするため 県のガイドラインの見直しを

はじめに海水浴場の利用ルールの遵守について質問いたします。
藤沢市片瀬海岸では毎年7月1日、海水浴場の安全と繁栄を祈願する「海開き」が開催されます。現在海岸に海の家建設が行われ、7月からの営業にむけて準備が進められています。県では、毎年海水浴場ルールに関するガイドラインを作成しています。

目的は海水浴場のにぎわいを維持しつつ、地域住民の生活環境との調和を図り、誰もが快適に安全・安心して利用できる海水浴場の確保です。行政機関、海水浴場組合、地元住民、関係団体において海の家及び海水浴場利用者に関するルールを定め、これを遵守する取り組みを促進するため、ルールに盛り込む事項についての指針、その他必要な事項を定めています。藤沢市は開設者が各海水浴場組合であることから、自主ルールを定めています。組合、地元住民、観光協会、警察、行政などで構成する「夏季海岸対策協議会」を設置して海岸ごとの海水浴場ルールを策定し県に提出しています。

定めている海の家に関する事項では営業時間、クラブ化形態の営業の禁止、従業員の刺青の露出禁止、暴力団排除の徹底などです。また海水浴利用者には、節度ある飲酒、刺青・タトゥーの露出禁止、その他迷惑行為の禁止などです。

海の家の定義は、3項目あり「1 更衣休憩、2 飲食物の提供・販売、3 レジャー用品の販売・レンタルを行う店舗」と定められています。県のガイドラインの酒類の提供制限では、泥酔客への酒類の提供は行わない、アルコールの度数の高い提供制限、酒類の提供時間の制限、強引な客引きは行わないとなっています。

私は、わが党の藤沢市議団と一緒に昨年の夏、夕方から片瀬西浜と東浜海水浴場にしてみました。東浜海の家は営業時間が17時ですが、西浜の海の家は、日没後は飲食店営業となり20時半まででした。

ガイドラインでは、営業時間について「周辺環境や風紀に影響を及ぼさないよう、海水浴場の開場時間外の営業は必要最小限にとどめ、地域の実情にあった営業時間を定める」と記述されています。昨年の救急車の出動では、海の家の飲酒が原因のものは7件確認されています。

【資料1 海の家写真】

昨年の一部の海の家では、テキーラなど強いお酒のメニューがみかけられました。階段に寝ている男性や海の家の前で過ごす女性のグループ、飲酒した青年が日没後に海に入りライフセーバーに注意されている光景などを目にしました。

【資料2 海の家写真】

藤沢市に確認した2016年の海水浴場シーズンにおけるパトロール実施状況は、土日とお盆の時期に午前・午後と25日間、合計59回行われたそうです。

県内の海水浴場の様子も調べましたが、片瀬西浜・鵜沼海岸は、と

りわけ飲酒の注意件数が多く約1万件もありました。片瀬東浜は約2千件で、合わせると約1万2千件にもなります。

海岸のパトロールは大事な役割を果たしていますが、「飲みすぎないようにしてくださいね」などの注意やお願いであり、効果はなかなか現れない状況です。事故等が起きないように海水浴場の風紀を守り、治安の維持をはかることが必要です。

そこで知事に伺います。県が策定している「海水浴場ルールに関するガイドライン」の平成29年度版が示され、それを基準として各海水浴場のルールが作成されています。県として現状の課題を捉えてより一層、海水浴場の健全化が図られ、家族連れが安心して過ごせるようにガイドラインを見直していくべきと考えますが知事の見解を伺います。

黒岩知事：誰もが安全・安心に快適に過ごせる、海水浴場の維持とオリンピックのセーリング競技の円滑な開催について、お尋ねがありました。

まず、海水浴場の利用ルールの遵守についてです。

県では、安全・安心で快適な、個性と魅力ある海水浴場を創出するため、海の家と利用者の双方を対象とした、「海水浴場ルール」の指針として、平成27年3月にガイドラインを作成しました。

このガイドラインに基づき、地域ごとに県・市町・海水浴場組合等で構成される、協議会を設置して、ルールを策定する取り組みを推進しています。

これまでの取り組みの結果、海の家クラブ化の問題は沈静化していますが、未だ利用者の飲酒によるトラブルなどが確認されていることから、今年度は、ルール遵守を徹底させる取り組みを、強化することとしました。

具体的には、海の家に対しては、営業時間厳守や酒類の提供制限な

どのルールに違反し、県が占有許可を取り消した場合には、翌年度以降の一定期間、その海の家への占有を、許可しないこととしました。

また、利用者に対しては、問題の多い海水浴場において、協議会と連携して、パトロールの充実を図るとともに、実態を把握した上で、必要に応じガイドラインの見直しを検討するなど、誰もが安全・安心で、快適に過ごせる海水浴場の実現を目指してまいります。

オリンピック開催時の大混雑への対応は

加藤議員：次に、オリンピックのセーリング競技大会に向けた取組について質問します。

以前の東京オリンピックセーリング競技は10月に開催されました。2020年のセーリング競技は、7月26日～8月8日までの開催予定となっています。この時期は海水浴には、トップシーズンであり多くの海水浴客が訪れます。さらに夏休みの江の島の観光客、そしてオリンピックセーリング競技の観覧客が重なることになり周辺は大混雑が予想されます。

県作成の「オリンピック競技大会推進かながわアクションプログラム」には、夏のこの時期の開催にむけての課題の捉え方が不足していると考えます。

海の家への営業や海水浴、江の島観光などが制約なく開催できるのか、予測される会場周辺の混雑や来場者の安全確保、地元住民の生活に影響はないのかなど課題に向き合い、検討することが必要です。

アクションプログラムには、「大会の成功に向けた取り組みとして江の島に生活の基盤がある地元住民団体等との意見交換や情報共有を行い、大会組織委員会等にも地元の意向を伝え、地元と一体となった大会運営を目指す」と記述があります。具体的な内容は示されていませんが、懸念される課題はどうなっているのでしょうか。

そこで知事に伺います。このような状況での大会開催時の諸課題について今後どう取り組み、大会組織委員会、県、地元や関係団体などと調整を図るのか伺います。

黒岩知事：次に、オリンピックのセーリング競技大会に向けた取り組みについてです。

2020年のセーリング競技開催時の江の島には、国内外から多くの観戦者や観光客が訪れ、交通渋滞や周辺の混雑が予想されます。

大会を成功に導くためには、こうした課題への適切な対応が必要です。

そこで県では、江の島でのセーリング競技開催が決定した直後から、地元自治体や関係団体との意見交換を行ってきました。

また、昨年4月には、相模湾の沿岸自治体や関係団体、交通事業者等からなる「江の島セーリング競技推進連絡会議」を設置し、対応方策等を調整しているところです。

会議等では、観光客等の増大に伴う交通渋滞の他、会場周辺のセキュリティ対策などによる住民生活や事業活動への影響を心配するご意見をいただきました。

そこで県としては、江の島周辺の交通量調査や、島内の立ち入り制限が必要なエリアを最小限に留める方法の検討などを実施してまいりました。今後は、こうした調査・検討の結果に基づき、組織委員会と具体的な対応方策について調整してまいります。

しかし、今回のオリンピックのように、真夏のトップシーズンに、10日以上に渡り世界規模の祭典が開催され、内外から多くの観光客等を迎える経験は初めてです。

交通渋滞等のほかにも、例えば、言語や文化、マナーの違いを巡る、観光客と地元住民等との行き違いなど、新たな課題への対応が求められることも考えられます。

そこで、県をしては、この連絡会議を通じて、想定できる課題をできるだけ具体的に洗い出すとともに、その対応方策についても、検討していきます。

そして、その結果を大会の運営主体である組織委員会とも共有し、準備や運営に反映してまいります。

【再質問】

知事は来年のプレプレ大会の現地調査を

加藤議員：答弁ありがとうございました。私はやはり視察をしてですね、現地の状況を見ますと、たとえば、娘が海水浴に行きたいと言った場合、あそこはちょっと怖いところと言って別の場所にと言いたくなるような状況もございました。

来年のプレプレ大会は秋に行われると伺っています。やはり、この一番開催の時期に現地を見ていただくことが大切だと思います。

知事におかれましては、ぜひこの時期に現地に訪れていただくことは出来ないかと思っておりますが、質問とさせていただきたいと思っておりますが いかがでしょうか。

黒岩知事：それではお答えいたします。これまでも様々な現場に行つて、多くの皆様と意見交換をしてまいりました。必要があれば、現場に行ってみたいとも思っております。

これまでの質問に関する要望

加藤議員：それでは要望させていただきます。

今年も海水浴場は海の家を利用する家族連れ、若者で昨年と同様に大変賑わうことが予想されます。訪れる皆さんが海で楽しく海水浴を

楽しんでいただくこと、それを県としても、海の家占有許可を出しているという責任と役割において進めていただけますようお願いいたします。

また、課題にも前向きに取り組んでいただけるということでしたが、江の島の住民の方々、また近隣住民は開催時に生活が脅かされるのではないかと大変、心配しております。アクションプログラムに示されているように、県として大会組織委員会に地元の意向を伝え、地域の皆さんと一体となった大会運営、進めていただけますよう要望いたします。

公立保育所増設のため県の補助制度の創設を

加藤議員：それでは、質問の2番目に移らさせていただきます。

子どもたちの健やかな成長を保障する県の役割についてです。

まず、はじめに保育所の待機児解消について質問をいたします。

安心して預けられる公立保育所を建設することについてです。

神奈川県、今年4月1日現在の市町村別・保育所等利用待機児童数の推移集計によると、9431人の子どもたちが認可保育所に申し込んでも入れませんでした。県内の保護者は認可保育所に入れず困っています。

安倍首相は17年度末までに待機児をゼロにすると掲げましたが実現できないままです。それなのに6月の2日、政府は認可保育所に入れない待機児解消に向けた「子育て安心プラン」を公表しました。3年先送りの2020年度末までに約22万人の保育の受け皿をつくる予算を確保して待機児解消するとしていますが、具体的な政策も予算も示さないままで、これまで達成できなかった反省と検討がありません。

女性の就業率や保育需要の分析が十分にされていないこと、政策の

優先度がないまま失敗が繰り返されています。「多様な保育の推進」などをあげていますが、保護者がのぞんでいるのは、安心して預けられる認可保育所、とりわけ公立保育所です。

全国の保育所で子どもの命が奪われる痛ましい事故がおきています。保育の現場で子どもの命が奪われることは、あってはなりません。

また、この神奈川でも例外ではありません。待機児童の数を減らすことが最大の目的になり、保育の質がないがしろにされている現実があり、保護者は安心して預けることができません。規制緩和で、保育の資格がなくても保育に係われるようにしている小規模保育所や、園長先生以外は新任保育士で保育を担っている保育所もあります。

神奈川県は2013年と2014年に、保育士実態調査をおこなっています。保育士の就業年数は、民設民営は、就業年数が0から4年が約39%。公設公営では、就業年数15年以上が約50%、25年以上の年数の方も約25%以上いらっしゃいます。他の運営主体と比べて就業通算年数は突出して高くなっています。保育士の年齢構成が幅広く経験や知識が豊かなベテラン保育士から中堅保育士、新任の保育士まで保育集団が確立できていることです。子どもたちを保育士が集団で保育すること、とても大切です。

同じように認可された民間が運営する保育所では、さまざまな保育が存在します。もちろん保育の質を守り、高めるために一生懸命とりにくんでいる民間の認可保育所もあります。その一方でマンションの一室の保育室で、一日に何本ものビデオを見せている。外遊びはなくビルの周りを1周歩くことが散歩という保育所も存在します。同じ認可保育所でも公立と民間の認可保育所では、保育環境や保育内容、また、障がい児の保育対応にも差があります。地域の公立保育所には、基幹保育所として重要な役割があります。

私は、保育所の大切な3つの要件として園庭があること。避難経路が確保されていること。そして保育所に調理室があり、給食がつくら

れていることだと思えます。そして求められている地域の子育て支援に責任をもち、保育の質が保たれ、保育行政の基本となっているのが公立保育所です。保護者は、保育環境が整い、保育の質が守られている公立保育所に預けたいと願っています。

そこで知事に伺います。安心して預けられる公立保育所建設のために、県として整備費補助を行い市町村が新設できるようにすべきと考えますが見解を伺います。

黒岩知事：子どもたちの健やかな成長を保障する県の役割について何点かお尋ねがありました。

まず、保育所の待機児解消についてです。

はじめに、安心して預けられる公立保育所を建設することについてです。

公立保育所の整備については、平成 18 年度から整備費にかかる国庫補助金が一般財源化されたことに伴い、その費用は、市町村がすべて負担することとされています。

そのため、公立保育所については、地域の子育て支援における役割も含め、各市町村の判断により、取り組んでいただくものと考えています。

一方、県が担う保育所整備への支援は、社会福祉法人をはじめ、株式会社や NPO 等が設置する、民間の保育所を対象とするもので、市町村を通じて行っています。

県では、安心子ども基金を活用して、市町村による民間保育所の整備を支援しており、その結果、平成 21 年度から 28 年度までに全県で 538 か所の認可保育所が整備され、平成 29 年度当初では公立も含め 1585 か所となっています。

今後とも、待機児童の解消に向け、市町村と連携して保育所整備に取り組むとともに、公立であるか、民間設置であるかに関わらず、保

護者の皆さんが安心してお子さんを預けられるよう、保育の質の確保にも、しっかりと取り組んでまいります。

保育所を増設のため積極的な県有地の活用を

加藤議員：次に保育所建設のために県有地を活用することについて伺います。

市町村が新しく保育所を増設するうえで、その開設に欠かせないのが建設用地です。土地代が高く、確保が困難です。また用地候補場所が見つかって、近隣からの反対もあり、建設できず困っています。県として「県内どこでも待機児ゼロ」を掲げるのであれば知事としてイニシアチブを発揮して県有地を積極的に活用し、その実現のために、取り組みを強めるべきです。

そこで知事に伺います。市町村が県有地を活用して保育所建設が実現できるように県として積極的活用を奨励すべきです。また土地を借りて保育所建設を行う場合は、無償貸与にすべきです。さらに市町村が保育所を建設するために用地取得を希望する場合は、さらに優遇すべきと考えますが、知事の見解を伺います。

黒岩知事：次に、保育所建設のために県有地を活用することについてです。

県財政の厳しい状況の中、県が利用しない県有地は売却し、財源に充てることを基本としています。

その際、市町村による公的利用を優先すべきと考えているため、市町村に利活用の希望を紹介し、希望があれば譲渡を行い、必要に応じて、譲渡価格の減額にも応じています。

特に、市町村にとって重要な、保育所や特別養護老人ホームなどの介護保険施設については、整備のための適地が少ない状況にあります。

そこで、有償譲渡が原則であるところ、保育所等については、現在横浜市と川崎市には2か所ずつ、鎌倉市には1か所、定期借地による有償貸し付けも行っており、市の具体的な要望に応える形でしっかりと対応しています。

県の財源確保と市町村施策への支援のバランスを考慮しながら、既にこうした配慮をしておりますので、県有地を無償で貸し付けることや、譲渡価格のさらなる減額などを行うことは困難であります。

保育士の処遇改善のため給与の上乗せが必要

加藤議員：次に保育士の処遇改善について質問いたします。

保育士不足の原因は、資格をもっている人が足りないのではなく、保育士の仕事を選ばない、また仕事についても働き続けられないことです。

待遇改善が進まないために、大量の潜在保育士が生まれています。県の保育士実態調査で、改善してほしいことの1位は給与、賞与等の改善、2位は職員の増員です。この調査を生かすべきです。

東京都北区が、正規職員としての保育士を80人募集したところ、500人以上の応募が殺到したそうです。この結果をみても明らかのように、給与や待遇が重視されていることがわかります。

公的保育を保障するためには、施設整備の推進とともに、安定的に仕事を続けることができる職場の確保、給与の引き上げこそ求められています。また国の基準よりも手厚く保育士の配置をしなければ子どもの命を守れない現状があります。危険と隣り合わせで緊張感をもって保育に関わるその重要な役割を担っているのが保育士です。

保育所を増やしても保育士が集まらない、また働き続けられないのは、低い賃金と仕事の大変さであり、処遇改善はまったなしです。地域限定保育士で資格者を増やすことや保育エキスパートで待機児が減

るものではありません。

そこで知事に伺います。県として保育士への給与の上乗せをおこなうべきと考えますが見解を伺います。

黒岩知事：最後に、保育士の処遇改善についてです。

待機児童を解消するためには、保育士の確保は喫緊の課題であり、保育士の処遇改善は重要であると考えています。

そこで、県は、これまでも、国に対して、保育士賃金の引き上げなど、処遇改善について要望してきており、平成 29 年度までの 5 年間で約 10%の賃金引き上げが実現しました。

加えて、県では、今年度から、介護の質の向上や、保育士のキャリアアップと併せた処遇改善策として、「保育エキスパート制度」をスタートしました。

この制度により、中堅の保育士を対象に、「乳児保育」や「障害児保育」といった専門分野の研修を行い、研修を修了して「専門リーダー」等となった保育士に対し、国の制度と連動して、月額で最大 4 万円の処遇改善を図ります。

一方で、保育士の賃金は、全職種平均と比べ月額 11 万円程度低いことから、さらなる給与水準の改善が必要です。

保育士の処遇改善は、国全体の制度設計において取り組むべきものと考えておりますので、今後も機会を捉えて、他の職種の給与水準を踏まえたさらなる拡充を国に求めてまいります。

特別支援学校の分教室は劣悪な環境 直ちに改善すべき

加藤議員：次に、特別支援学校の増設と障がい児が等しく学ぶ権利について質問をいたします。

はじめに、県立高校に設置されている分教室の環境改善についてです。

現在、神奈川県の特例支援学校は、入学を希望する児童生徒が増え、過大規模化・過密化が深刻です。在籍状況で「新たな養護学校再整備検討協議会」の報告では適正規模比が190%から208%の学校が存在していると聞いています。深刻な事態です。教育活動や児童生徒の安全が守られるよう早急に特例支援学校を増やし、適正規模・適正配置にすべきです。

そのためには、さらなる新設計画を策定することが必要です。県は今まで障がいのある高等部に通う生徒の学校が不足しているのに、特例支援学校をつくらず分教室で対応してきました。

現在、県立高校の中に、5つの教室を使用して分教室が20か所存在しています。当時この方法は窮余の策として空き教室の高校を利用する5年間の時限設定として設置されました。ところが、わずか3年後に時限設定をとりやめ分教室は、恒久的なものに位置づけられました。

分校との違いは、分校は在籍する生徒に対して教職員、事務職員が配置されます。分教室では本校である養護学校の生徒と一緒にカウントされ、教職員の定数も学校全体の数となり、分教室に何人配置されるか学校の判断になり、教員も事務職員も少なく配置することができるそうです。

高校をお借りしている分教室は、高校が使わない時に体育館や特別教室が使用できますが、十分な教育活動ができません。また自力で通学できること、集団活動が可能な障がいが軽度な生徒さんが通っています。本校では給食がありますが、分教室は昼食を持参することになります。

【資料3 保健室写真】

県立高校に設置されている分教室は、写真のように一つの教室をロ

ッカーなどで二つに区切り、職員室と保健室が同じ部屋です。さらに更衣室と応接室もかねているところもあります。生徒たちにとって保健室の場所、また養護教諭の果たす役割は重要です。保健室が職員室と併用では、プライバシーもなく子どもたちの人権が守られているとは思えません。

そこで教育長に伺います。こうした状況は直ちに改善すべきと考えますが見解を伺います。

桐谷教育長：教育関係について、お答えします。

県立高校に設置されている分教室の環境改善についてです。

県教育委員会では、特別支援学校の過大規模化への対応や知的障害、教育部門高等部の「新たな学習の場」として、現在、県立高校 20 校に分教室を設置しています。

分教室では、生徒や教員の人数を踏まえて、一つの教室を仕切って職員室および保健室として使用していますが、生徒のプライバシーに配慮する必要がある場合は、高校のカウンセリングルームなど活用しています。

一方、職員室と保健室を隣り合わせにすることは、緊急時には、養護教諭だけでなく職員室にいる教員もすぐに対応できるなどのメリットもあります。

また、県教育委員会では分教室の運営について、各分教室設置の高校及び特別支援学校で構成する校長連絡会を設け、情報交換及び必要な協議調整を行っています。

この連絡会の中では、職員室や保健室の利用について、支障があるという話はありませんが、県教育委員会としては、引き続き、分教室の施設利用の状況をしっかり把握し、生徒の教育環境の確保に努めてまいります。

特別支援学校の過大規模化・過密化解消のため 新たな増設計画の策定を

加藤議員：次に特別支援学校の増設について質問いたします。

「障害のない子どもは、学校がつくってもらえるのになぜ障がいのある子どもは、学校をつくってもらえないのか?!」これは保護者の言葉です。

【資料4 学校数グラフ】

県内の特別支援学校は28校と他県と比較しても少なく、分教室が20と突出して多くなっています。さらに分教室増やすのではなく、どの子ども等しく教育を受ける権利、豊かな発達の保障に責任をもち特別支援学校のさらなる新設を進めるべきです。

とりわけ不足している横浜市保土ヶ谷区周辺地域や川崎市幸区、藤沢鎌倉周辺地域について計画をつくることを求めます。また障がいの重い児童生徒が遠方に通う状況は改善し、障がいの特性にかかわらず等しく教育を受けられる教育環境をつくる必要があります。

そこで教育長に伺います。今後、特別支援学校を適正規模化し、適正配置にするために、新設に向けた計画を策定し、特別支援学校を増設すべきと考えますが見解を伺います。

以上です。

桐谷教育長：次に、特別支援学校の増設についてです。

現在、県教育委員会では「新まなびや計画」により、特別支援学校について過大規模化に対応した新校整備や児童・生徒の通学時間など、地域的な課題に対応した増築や分教室の整備に取り組んでいます。

具体的には、平成32年度開校に向け、県立中里学園の跡地に横浜北部方面特別支援学校の新校整備を進めています。

また、平成31年度には、秦野養護学校知的障害教育部門の高等部校

舎棟を新設するとともに、既存の校舎を改修して肢体不自由教育部門の児童・生徒を受け入れる再編整備を行います。

さらに、平成33年度開設に向け、小田原養護学校湯河原・真鶴方面分教室の整備に取り組んでいます。

今後の特別支援学校の整備については、これらの現在進めている新校等の整備後の各特別支援学校の児童・生徒数やインクルーシブ教育の進捗状況を踏まえながら、判断をまいります。以上でございます。

【再質問】

県独自の保育士処遇改善策の実施を

加藤議員：それでは再質問をさせていただきます。

まず、保育士処遇改善についてです。内閣府が、保育士処遇改善に関わる通知というのを出していますけれども、処遇改善加算1というのは、全職員に月額6千円。この金額ですが本当に少ないです。また、技能経験を積んだ保育士に対する処遇改善、先ほど知事がお答えいただいたキャリアアップ、保育エキスパートですけれども、これは処遇改善加算2として単純に加算されるものではなく、賃金改善計画の策定や実績の報告、60時間以上の研修、職務の発令、職務手当を含む月給による賃金改善、4つの基本要件を全て満たした場合、4万円の加算となるものです。これは研修に行く保育士さんの代わりに保育士さんを雇うこと、また存在することが必要ですし、その代わりに保育士さんの雇用費用も必要です。規模が小さな事業所などでは人手不足で、この制度を利用することも大変厳しいと聞いています。なかなか、この政府の進めていることだけでは保育士の処遇改善には抜本的には繋がっていかないと私は思います。

東京都ですけれども2017年度、保育士一人当たり月額4万4千

円の給与補助をしています。都知事は子どもを産み育て易くすることは未来の投資に繋がると、財政負担よりも、むしろ予算を継続的に注入すべきだと強調しています。処遇改善というのであれば、やはり効果が見込める保育士給与の底上げをしていくことが必要だと思います。

そこで知事に伺います。国の処遇改善による政策を進めるだけではなく、保育士が保育の仕事に就き働き続けられるように県として独自の財源を投入して処遇改善を行うべきと考えますが、改めて見解を伺います。

黒岩知事：それではお答えいたします。

先ほど申し上げましたけども、保育士の処遇改善というのは、大変重要な課題であると認識をしております。

ただ、この神奈川県内の財政の状況といったものを見たらうえ上で、できることはできる、できないことはできないと言わざるを得ないので、今年度予算を組むだけでも、大変苦勞したということは皆さんもお分かりだと思います。貯金を切り崩し、借金までしてやっとこの予算を立てたというふうなこの現状の中で、どれだけできるか、といったことであります。

この保育士の処遇改善というものは、神奈川県だけの問題ではなく、日本全国の問題でありますので、これをしっかり国全体の制度設計において取り組むべきものだということで、しっかり国に対して訴えていきたい、そういうふうに考えております。

答弁は以上です。

ここまでの質問に関する要望

加藤議員：それでは要望を言わせていただきます。

まず、特別支援学校の増設についてです。分教室対応も県のインク

ルーシブ教育も障害の軽い生徒が対象になっています。

障害の重い児童・生徒は長時間バスで、近隣市の養護学校に通学している現実には、等しく教育を受ける権利が守れていないことです。

藤沢市の肢体不自由のお子さんたち60人は藤沢養護学校に肢体不自由部門がないために通えません。茅ヶ崎養護や鎌倉養護に長い時間バスに乗り、通っているのが現状です。

障害者差別解消法では障がいを経由とする差別の解消に関して、国、地方公共団体は、合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設置など、必要な環境の整備に努めなければならないとしています。また、障害者権利条約には障がいのない人との平等を基本理念としています。

先ほど、計画を色々お答えいただきましたが、その先に、ぜひ私は新たな新設の計画を検討していただきたいと思っています。

障がいの特性やニーズに合わせた必要な支援を行うことが求められています。

ともに生きる社会かながわ憲章、子どもの権利条約に沿った県の対応として、やはり新設の計画を踏まえた判断を、ぜひお願いしたいと思います。

次に保育所について申し上げます。

国は公立保育所の縮小、統廃合を促進するように新たな計画づくりを自治体に求めています。待機児童が深刻で保育所が足りないのに、公立保育所が減るといふ異常な事態が進行しています。

先ほど私が紹介した、公立と民間の差、知事は法人さんや株式の保育園のことのお話がありましたけれども、やはり公立園と民間法人さんでは保育の内容が大変差があります。障がい児のお子さんを抱えるお母さんが、土曜日にお仕事をされるのに、公立では普通に土曜日に保育が行われるのに、民間さんでは断られたと。では、公立がそれを調整できるかという市はできないんです。お願い規定になります。

そこでも運営に差が出ます。

そして、無認可に預けているお子さんの方は、何とか認可に預けたい。そして、認可にいても民間ではなく公立保育園にいきたいという希望があり、やはり認可保育所をずっと申し込むという保護者の方もいらっしゃいます。保活という言葉がありますがけれども、様々保育園を見ると、保育の質の違いを本当にお母さんたちは良くわかっていきます。

安心して預けられる保育所を増やすために、力をぜひ県としても入れて頂きたいと思います。保育の量も質も拡充するためにはやはり、先ほどから申し上げている通り、保育士確保が大切です。

かながわグランドデザイン第2期実施計画では、保育所待機児童数には子育て世代が安心して子育て、仕事を両立できるために保育を希望する全ての家庭が保育サービスを利用できるよう2018年には待機児童数をゼロにするということを目指しています。このままで実現できるでしょうか。

それから、特別支援学校で、県有地のことは保育園で言ったんですが、体育センターについては余剰地が出ると聞いています。

藤沢養護学校の隣の相談センターが空くということであれば、ぜひそちらの建設もご検討いただくようお願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。